# 旭川市報道依頼

各報道機関　様

| | |
|---|---|
| 発表日 | 平成３０年　９月　３日 |
| 発信課 | 環境部環境指導課水・大気環境係 |
| 担当者 | 田代　剛 |
| 連絡先 | 電　話 0166-25-6369<br>ＦＡＸ 0166-29-3977<br>E-mail<br>kankyoshido@city.asahikawa.hokkaido.jp |

| | |
|---|---|
| 分　　類 | イベント･行事　　募集　　契約･入札　　会議･説明会　　その他<br>（該当する分類を囲むこと。） |
| 日　　程 | 発表日から報道を解除する等の予定はありません。 |
| 発表項目<br>（行事名） | ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について |
| 概　　要<br>（趣旨・日時・場所・内容等を記入すること。） | ・旭川市では，ダイオキシン類対策特別措置法(以下,「法」という。)に基づいて，環境中及び事業場のダイオキシン類の調査測定を実施しています。また，法で定める特定施設の設置者は，ダイオキシン類の自主測定とその結果の報告が義務付けられています。<br>この度，平成 29 年度中に実施した調査測定の結果がまとまったので，法第 27 条第 3 項及び第 28 条第 4 項の規定により公表します。 |
| 添付資料 | 有　・　無<br>（有・無のいずれかを囲むこと。）<br>・平成 29 年度ダイオキシン類調査測定結果公表報道依頼(表紙)<br>・平成 29 年度ダイオキシン類調査測定結果公表報道依頼(本文) |
| 報道（取材）に当たってのお願い | 特にありません |
| 備　　考 | |

旭環指第２５２号
平成 30 年 9 月 3 日

報 道 機 関 各 位

環 境 指 導 課 長

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について

ダイオキシン類対策特別措置法に基づいて平成 29 年度中に実施したダイオキシン類の調査測定の結果について，別紙のとおり公表いたします。

連絡先
旭川市環境部環境指導課
電話　25－6369（内線 5242，5243）
担当：矢吹，柴田，長谷川

# ダイオキシン類対策特別措置法に基づく調査測定の結果について

（平成 29 年度調査分）

平成 30 年 9 月 3 日(月)
旭川市環境部環境指導課
TEL　0166-25-6369(内線 5242)

旭川市では，ダイオキシン類対策特別措置法(以下,「法」という。)に基づいて，環境中及び事業場のダイオキシン類の調査測定を実施しています。

また，法で定める特定施設の設置者は，ダイオキシン類の自主測定とその結果の報告が義務付けられています。

この度，平成 29 年度中に実施した調査測定の結果がまとまったので，法第 27 条第 3 項及び第 28 条第 4 項の規定により公表します。

なお，測定結果は，いずれも国が定めた基準を満たしていました。

## １．市の環境調査測定結果

調査地点

(1)　大　気　　2 地点
(2)　河川水　　2 地点
(3)　地下水　　1 地点
(4)　河川底質　1 地点
(5)　土　壌　　3 地点

### (1)　大　気

大気環境測定局 2 地点について年 3 回調査を実施しました。年平均値は，環境基準値(年平均値 0.6pg-TEQ/m$^3$)を下回っていました（表－１）。

表－１　大　気　　単位：pg-TEQ/m$^3$

| 測定地点 | 測定月 | 5 月 | 9 月 | 1 月 | 年平均値 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北門測定局（錦町 21 丁目） | 測定値 | 0.011 | 0.022 | 0.043 | 0.025 |
| 東光測定局（東光 8 条 3 丁目） | | 0.012 | 0.015 | 0.042 | 0.023 |

(2)　河川水

市内河川の 2 地点について年 1 回調査を実施しました。測定値は,2 地点とも環境基準値(年平均値 1pg-TEQ/L)を下回っていました（表－２）。なお，河川水，地下水及び河川底質は 7 月に調査を実施しました。

表－２　河川水　　単位：pg-TEQ/L

| 測定地点 | 測定値 |
|---|---|
| 石狩川(伊納大橋) | 0.085 |
| 美瑛川(両神橋) | 0.14 |

(3)　地下水

地下水 1 地点について調査を実施し，環境基準値(年平均値 1pg-TEQ/L)を下回っていました（表－３）。

表－３　地下水　　単位：pg-TEQ/L

| 測定地点 | 測定値 |
|---|---|
| 旭川農業高校（永山町 14 丁目） | 0.062 |

(4)　河川底質

河川底質 1 地点について調査を実施し，環境基準値(150pg-TEQ/g)を下回っていました（表－４）。

表－４　河川底質　　単位：pg-TEQ/g

| 測定地点 | 測定値 |
|---|---|
| 石狩川(伊納大橋) | 0.24 |

(5)　土　壌

市内全域を 34 の地域に区分し，そのうち 3 地点を選定し調査を実施しました。3 地点とも環境基準値(1,000pg-TEQ/g)を下回っていました（表－５）。なお，調査は 9 月に実施しました。

表－５　土　壌　　単位：pg-TEQ/g

| 測定地点 | 測定値 |
|---|---|
| 神居メルヘン児童遊園（神居 9 条 1 丁目） | 0.037 |
| 豊岡れんげ公園（豊岡 6 条 5 丁目） | 0.079 |
| 永山にれの木公園（永山 4 条 7 丁目） | 0.044 |

## ２．特定事業場に対する立入調査

(1)大気基準適用事業場

測定結果は表－６のとおりです。以下の事業場は法で定める排出基準を満たしていました。

表－６　大気基準適用事業場の立入検査結果　　単位：ng-TEQ/$m^3_N$

| 事業場名 | 特定施設の種類 | 採取日 | 測定結果 | 排出基準 |
|---|---|---|---|---|
| 旭川市下水処理センター1号炉 | 令別表第1第5号<br>廃棄物焼却炉 | 7月19日 | 0.0000011 | 5 |

(2)水質基準適用事業場

測定結果は表－７のとおりです。以下の事業場は法で定める排出基準を満たしていました。

表－７　水質基準適用事業場の立入検査結果　　単位：pg-TEQ/L

| 事業場名 | 特定施設の種類 | 採取日 | 測定結果 | 排出基準 |
|---|---|---|---|---|
| 日本製紙㈱<br>北海道工場<br>旭川事業所 | 令別表第2第1号<br>クラフトパルプ漂白施設 | 11月14日 | 0.0072 | 10 |

## ３．特定施設設置者による自主測定結果

法で定める特定施設の設置者は，排出ガス(廃棄物焼却炉については，ばいじん及び燃え殻等も含む)や排出水について，毎年１回以上のダイオキシン類の測定とその結果の報告が義務付けられています。

(1)大気基準適用施設(排出ガス)

平成 29 年度は，大気基準が適用される 10 施設のうち，全ての施設から排出ガスのダイオキシン類測定結果の報告がありました（表－８）。

いずれも法で定める排出基準を満たしていました(表－９)。

表－８　測定対象施設数等

| 特定施設名 | 測　定　対　象　施　設 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 報告施設 | 休止施設 | 測定期限未到来施設 | 測定未実施施設 |
| 廃棄物焼却炉 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 |

注１．休止施設とは年度を通じて休止していた施設です。

注２．測定期限未到来施設とは当該施設の測定期限が平成 30 年度中にあるため，平成 29 年度においては測定を実施しなかった施設です。

表－９　排出ガス測定結果　　単位：ng-TEQ/$m^3$N

| 施設区分 | | | 種別 | 報告施設 | 測定結果範囲 | 排出基準 | 基準超過施設 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 廃棄物焼却炉 | | | | 10 | 0～1.9 | | 0 |
| | 焼却能力 | 4t/h 以上 | 新設 | — | — | 0.1 | 0 |
| | | | 既設 | 2 | 0.0000070～0.00047 | 1 | |
| | | 2t/h 以上 4t/h 未満 | 新設 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | | | 既設 | 1 | 0 | 5 | |
| | | 2t/h 未満 | 新設 | 4 | 0.17～1.9 | 5 | 0 |
| | | | 既設 | 2 | 0.25～1.4 | 10 | |

(2)水質基準適用施設(排出水)

平成 29 年度は，水質基準が適用される 2 施設全てから排水中のダイオキシン類測定結果の報告がありました。

いずれも法で定める排出基準を満たしていました（表－10)。

表－10　排出水測定結果　　単位：pg-TEQ/L

| 特定施設名 | 対　象<br>施　設 | 報　告<br>施　設 | 未報告<br>施設 | 測定結果 | 排出基準 | 基準超過<br>施設 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ｸﾗﾌﾄﾊﾟﾙﾌﾟ漂白施設 | 1 | 1 | 0 | 0.059 | 10 | 0 |
| 下水道終末処理施設 | 1 | 1 | 0 | 0.00071 | 10 | 0 |

(3)ばいじん，焼却灰その他の燃え殻(ばいじん等)

廃棄物焼却炉におけるばいじん等に係る自主測定については、10 施設についてダイオキシン類測定結果の報告がありました。いずれも処理基準を満たしていました（表－11)。

なお，廃棄物焼却炉から排出されるばいじん等に含まれるダイオキシン類については，排出基準は設定されていませんが、埋立処分等を行う場合には，ダイオキシン類の濃度を 3ng-TEQ/g 以下となるように処理しなければなりません。

表－11　ばいじん等測定結果　　単位：ng-TEQ/g

| 対象特定施設数 | 対象<br>施設 | 報告<br>施設 | 休止<br>施設 | 測定期限<br>未到来施設 | 測定未実<br>施施設 | 測定範囲<br>(ng-TEQ/g) | 処理<br>基準 | 基準超<br>過施設 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 廃棄物焼却炉 | 10 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 ～ 2.5 | 3 | 0 |

〈参　考〉

微量物質のための単位

g　（グラム）

mg　（ミリグラム）　　$=10^{-3}$ g　（千分の 1 グラム）

μg（マイクログラム）　　$=10^{-6}$ g　（100 万分の 1 グラム）

ng　（ナノグラム）　　$=10^{-9}$ g　（10 億分の 1 グラム）

pg　（ピコグラム）　　$=10^{-12}$g　（1 兆分の 1 グラム）